

# 「こども110番の車」パトロール事業実施要綱

一般社団法人 兵庫県電業協会

## 1 趣旨

兵庫県の平成18年度の刑法犯認知件数は、4年連続減少しているものの、全国7番目に多く、また10年前と比較すると1.75倍に増加しており、安全で快適な生活が阻害される状況が見受けられるようになった。特に、生活の身近なところで発生する引ったくりなどの「街頭犯罪」や空き巣などの「侵入犯罪」は依然として高い水準にあると言われている。

これらの犯罪増加の背景の一つには、地域社会の帰属意識や結びつきが薄れ、不審者が現れた場合などに互いに知らせあうといった地域社会がこれまで培ってきた犯罪防止機能の低下があると見られている。

こうしたことを踏まえ、平成18年4月1日「地域安全まちづくり条例」(以下「条例」という。)が施行されたところであるが、この条例は、地域社会を構成する様々な主体が連携を深め、犯罪の防止、その他安全で快適な暮らしを実現するための活動に取り組むことにより、安全で安心して暮らすことができる地域社会の形成を目指すことを基本理念としている。

当協会としても地域社会を構成する一員として、積極的にこの地域安全まちづくり活動に取り組んでいく必要があることから、こどもに対する凶悪又は卑劣な犯罪が多発している現状に鑑み、条例8条に規定するこども達の安全確保に寄与するため「こども110番の車」パトロール事業(以下「パトロール事業」という。)を実施することとする。

また、「ひょうご防犯まちづくり推進協議会」にも加入して、行政機関や他団体と協調した運動を展開し、犯罪のない安全で安心な兵庫県の実現に努める。

## 2 パトロール事業の基本方針

- (1) パトロール事業は、行政機関からの要請に基づくものでなく、協会に加入する会員企業が自主的に行う活動である。
- (2) パトロール事業は、自らの生命、身体又は財産に危害が及ばない範囲で行うこととする。
- (3) パトロール事業を通じて知ることになった個人のプライバシーに関する事項は、他に漏らすことのないよう配慮する。

## 3 事業内容

- (1) パトロール事業を実施する会員(以下「会員」という。)は、条例第9条第3項に基づく防犯責任者、パトロール従事者及び使用する車両を別紙様式1により協会会長に報告する。
- (2) 協会会長は、これを地区別名簿に登録し、別添デザインのステッカーを会員に配付する(3シートを限度)と共に、別紙様式2により所轄の警察署及び市町教育委員会に報告する。
- (3) 会員は、登録した車両にこのステッカーを貼付し、業務による運行を通じてパトロールを行い、パトロール中に発見した事故、危険箇所等について発見したときは、別紙様式3により所轄の警察及び市町教育委員会に通報すると共に、協会会長に報告する。

## 4 警察への通報の方法

会員が事件又は事故の発生を認識したときは、次の項目を参考に通報する。なお、目撃した状況によっては、必ずしもこのとおりの通報とは限らないので、知り得た内容については「5W1H」で明瞭簡潔に通報するものとする。

- ① いつ(〇月〇日、〇時〇分頃)
- ② どこで(〇〇市〇〇町の〇〇商店街で)
- ③ 誰が(茶髪で髪の短い20歳くらいの男1名が)
- ④ 何を(小学〇年生位の男の子を)
- ⑤ どうして(右手で顔を殴り)
- ⑥ どうなった(白い車、神戸〇〇あ〇〇〇〇に乗り、駅前方面に走り去った。

## 5 実施時期

この事業は、平成20年3月1日から実施する。

(様式1)

令和 年 月 日

一般社団法人兵庫県電業協会

会長 小坂 哲二 様

会員名

代表者名



こども110番の車の登録書

会 員 名		
代 者 名		
所 在 地		
電 話 番 号		
地域まちづくり防犯責任者職氏名		
パ ト ロ ー ル 従 事 者 職 氏 名		
登 録 車 1	車 種	
	車 輛 ナ ン バ ー	
登 録 車 2	車 種	
	車 輛 ナ ン バ ー	
登 録 車 3	車 種	
	車 輛 ナ ン バ ー	



